



(公財)練馬区文化振興協会 演奏家派遣事業 申込要領



平成 28 年度前期

(公財)練馬区文化振興協会では、障害等によりコンサートホールに足を運ぶことが難しい方が音楽鑑賞を楽しめるよう、福祉施設や病院などで行われるイベント・行事等に対し、演奏家を派遣します。施設のお祭り、音楽会など、行事のジャンルは問いません。

派遣を希望する方は、以下の要領でお申し込みください。

1 派遣内容

○派遣する演奏家…練馬交響楽団団員、または練馬区演奏家協会会員などによる
小編成アンサンブル

○演奏時間…約30分から1時間以内

- ◆練馬交響楽団とは …練馬区文化振興協会が活動を支援している、アマチュアのオーケストラです。約100名の団員で構成され、年2回の定期演奏会、小編成のアンサンブルコンサート、福祉施設への訪問演奏など、地域に密着した活動を行っています。
- ◆練馬区演奏家協会とは…練馬にゆかりのあるプロの演奏家・音楽家による練馬区文化振興協会の内部団体です。ピアノ、弦楽器、木管楽器、金管楽器、声楽など、様々なジャンルで活動中の約180名が入会しています。

2 対象となるイベント・行事など

以下の要件に当てはまるイベント等について、演奏家を派遣します。

(1) 障害等により、コンサートホールに足を運ぶことが難しい方々を対象としたイベント。福祉施設など、要件に当てはまる方を対象とした施設で行われる行事なども含みます。

(2) 平成28年4月1日～9月30日の間に練馬区内で行われるもの。

※ 特定の政治的・商業的・個人的目的を有するイベント・行事等は対象外です。

- 例) ◆ 特別養護老人ホーム、福祉園、デイサービス施設等で行われる利用者の方々等を対象とした音楽会
- ◆ 病院等で行われる、外出が難しい入院患者の方々等を対象とした行事

3 経費の負担

演奏家への謝礼については協会が全額負担いたします。

4 申請方法

以下の必要書類に必要事項を記入し、平成28年1月25日(月)午後5時(必着)までに直接または郵送で、(公財)練馬区文化振興協会(練馬文化センター内)まで提出してください。

- (1) 所定の申請書
- (2) 派遣先の概要を示した参考資料
(派遣先の施設概要、主催団体の概要など)

※ 内容等について、申請後にお問合せする場合がございます。

5 結果通知

派遣の可否および派遣される演奏家名等は、平成28年2月下旬頃に郵送にて通知します。

なお、派遣の可否は、演奏家との日程調整および予算の範囲内で決定します。

6 協会名等の表示

イベントのチラシ・プログラム等には以下の表示を行ってください。

- (1) 協力：(公財)練馬区文化振興協会
- (2) 出演：練馬交響楽団団員又は練馬区演奏家協会会員とプロフィール等

7 その他

- (1) 派遣する演奏家は、申請内容を考慮した上で演奏家との調整により当協会が決定します。
- (2) 派遣の決定後、演奏内容の調整等は、全て申請者と演奏家において直接行ってください。
- (3) 申請は1団体につき1事業です。

8 受付・問合せ

(公財)練馬区文化振興協会
〒176-0001 練馬区練馬 1-17-37
(練馬文化センター内)

☎ 03-3993-3311
(土・日・祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時)

